

3つの密「換気」について 施設管理者で取り組めること

新型コロナウイルス感染症防止に関する首相官邸・厚生労働省の右図ポスターに掲載されている「3つの密」の内、

①換気の悪い密閉空間 について

具体的に

施設管理者で取り組めること を

お知らせします。取り組みの参考資料となれば幸いです。

施設毎に設備等の状況、条件等が異なりますので対応実施に当たっては、実情に合わせて十分ご留意をお願いします。



まずは施設の「換気」状況をチェック！

管理されている建物の換気システムは、どうなっているのか把握されていますか？

事務庁舎の大半は空気調和設備（冷暖房）が付いており、換気については機械換気システムが利用されていることが多数。中央監視室がある大きな庁舎や、大中規模な庁舎で機械室等で中央式の換気システムがある場合、専門業者と相談しながら「窓を開けて換気を行う」など運用を変えてみる※1、また窓が開けることが出来ない場合「支障がない範囲で機械換気システムの換気量を増加させる」ことが可能か確認※2してみましょう。

※1：通常冷暖房期間中は「窓を閉めている」という運用の庁舎が大半。よって施設利用者（職員ひとりひとり）は「窓を開ける習慣がない（勝手に開けてはいけないという認識）」ため、ウイルス感染防止の観点からは「窓開けを促す」必要があるかもしれません。運用ルールを職員みんなで確認することも対策のポイント。

窓を開ける際は、窓から書類が飛ばないように、物が落ちないように窓周辺の片付けもご注意を。

※2：必ず専門業者に確認して実施しましょう。

※1※2共通：冷暖房期間中に感染症防止対策として、これまでより換気（換気量）を増やすことは省エネルギーの観点からは不利になります。過度な換気とならないよう運用変更は外気の状態をみて判断することも必要。また換気の実施は防止対策として有効とされていますが、どれだけ換気をすれば有効なのかという定量的な根拠は、今のところ不明確です。

□参考資料URL：「新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関して緊急会長談話
(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 日本建築学会

<https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf#search=%27%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A+%E7%A9%BA%E6%B0%97%E8%AA%BF%E5%92%8C%27>

公共建築相談窓口

《 総合相談 》 営繕部計画課 TEL 092-476-3535

《 福岡・佐賀・長崎県の保全担当 》 保全指導・監督室 TEL 092-476-3539

《 熊本・大分県の保全担当 》 熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122

《 宮崎・鹿児島県の保全担当 》 鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188

編集事務局

九州地方整備局営繕部 調整課 TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486

E-メールアドレス qsr-tatemono-hozen@mlit.go.jp